

1. 議事日程（第2日目）

（平成21年度安芸高田市決算審査特別委員会）

平成22年 9月27日
午前10時 開議
於 第1委員会室

1、開 会

2、議 題

- (1) 認定第1号 平成21年度安芸高田市一般会計決算の認定について
- (2) 認定第2号 平成21年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について
- (3) 認定第3号 平成21年度安芸高田市老人保健特別会計決算の認定について
- (4) 認定第4号 平成21年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- (5) 認定第5号 平成21年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について
- (6) 認定第6号 平成21年度安芸高田市介護サービス特別会計決算の認定について

3、散 会

2. 出席委員は次のとおりである。（9名）

委員長	赤川三郎	副委員長	山根温子
委員	前重昌敬	委員	石飛慶久
委員	児玉史則	委員	和田一雄
委員	水戸眞悟	委員	山本優
委員	入本和男		

3. 欠席委員は次のとおりである。（なし）

4. 安芸高田市議会委員会条例第21条の規定により出席した者の職氏名（38名）

市長	浜田一義	副市長	藤川幸典
総務企画部長	清水盤	会計管理者	立田昭男
市民部長	廣政克行	福祉保健部長（兼福祉事務所長）	重本邦明
行政経営課長	武岡隆文	行政経営課財政課長	西岡保典
総合窓口課長	小田忠	総合窓口課総合窓口係長	中田義和
税務課長	中山好夫	税務課主幹	山中章
税務課市民税係長	山根孝浩	税務課資産税係長	柿林浩次
市民生活課長	久保慶子	市民生活課市民生活係長	佐藤一夫
多文化共生推進室長	神岡眞信	多文化共生推進室人権推進係長	柿田治宣

社会福祉課長	西村友枝	社会福祉課指導検査員	森広淳
社会福祉課社会福祉係長	俵秀樹	社会福祉課生活福祉係長	中谷文彦
社会福祉課障害福祉係長	毛利幹夫	子育て支援課長	高橋義照
子育て支援課児童福祉係長	升田和彦	高齢者福祉課長	岩崎猛
高齢者福祉課高齢者福祉係長	兼村恵	高齢者福祉課介護保険係長	栗田和則
高齢者支援室長	是常知昭	高齢者支援室相談支援室長	永岡京子
保健医療課長	久保ヒトミ	保健医療課医療保健係長	秋重正義
保健医療課健康推進係長	栗森俊彦	八千代支所長	藤本宏良
美土里支所長	岡田敦男	高宮支所長	宮本雅之
甲田支所長	箕越秀美	向原支所長	三上信行

5. 職務のため出席した事務局の職氏名（3名）

事務局長	佐々木清	事務局次長	外輪勇三
事務局主任	藤堂洋介		



午前10時00分 開議

- 赤川委員長 ただいまの出席委員は9名でございます。定足数に達しておりますので、これより決算審査特別委員会を開会いたします。
本日の審査日程は、お手元に配付したとおりであります。
認定第1号、平成21年度安芸高田市一般会計決算の認定についてのうち市民部所管の審査を議題といたします。
市民部長から決算の概要について説明を求めます。
廣政市民部長。
- 廣政市民部長 おはようございます。それでは平成21年度の決算説明につきまして市民部の関係について御報告申し上げます。
市民部におきましては主に戸籍住民基本台帳、証明等、年間約4万7,000件程度の受付事務をしておりますけれども、この担当いたします総合窓口課、また自主財源、市税賦課徴収を主とします税務課、平成21年度の徴収決算額は34億9,680万1,031円で徴収率95.3%でございます。また人と環境に優しいまちづくりの施策としまして人権尊重の社会的環境づくり、また環境循環型社会の形成に向けた取り組みをしております市民生活課、人権多文化推進室の3課1室で執行してまいりました。よろしく願いいたします。
- 赤川委員長 これより税務課に係る質疑に入ります。質疑はありますか。
石飛委員。
- 石飛委員 決算書によります83ページの賦課徴収費の中の13番の委託料の2,792万3,000円の金額は補正の第何号で出たものでしょうか。
- 赤川委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。
中山税務課長。
- 中山税務課長 今回の御質問にありました賦課徴収費なんですけれども、この中には20年度の繰越明許費が含まれております。繰越明許費が1,296万8,000円、これが含まれた金額になりますので当初予算に比べるとこの金額が多くなってると思うんです。それとあと電算の改修費ですね、12月で補正をやっております。
- 赤川委員長 石飛委員。
- 石飛委員 委託料の1,495万5,000円プラスの明許繰り越しでという数字ですね、了解いたしました。
続いて、評価額というものを出されるときに算定額を出されると思うんですが、路線価とかを適用されて。現在評価額は路線価に対して何割ぐらいのものを算定比準されていますか。算定するときには地価の数字ありますよね。それに大体国は0.8ぐらいをめどに評価額を出すようにということになってますが、現在安芸高田市は何割を平均に下がってるんでしょうか。また倍率が多分上下あると思うんですが、上と下とそれぞれの倍率を教えてくださいませんか。
- 赤川委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

- 中山税務課長。
- 中山税務課長 固定資産税の関係なんですけれども、これはまず宅地に関してですけれども、上限は70%で設定をしております。あと詳細については宅地の間口とかそういったものをやっていって最終的に70%以内におさまるよ
うにということでやっています。
- 赤川委員長 石飛委員。
- 石飛委員 70%におさめるという形だそうですが、70%超えてる場所はござい
ませんか。
- 赤川委員長 答弁を求めます。
中山税務課長。
- 中山税務課長 現在のところ超えてるところはありません。評価額です。
- 赤川委員長 石飛委員。
- 石飛委員 また詳細のほうを見せていただければと思います。よろしくお願
いします。
- 赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。
前重委員。
- 前重委員 歳入歳出の決算書16ページ、毎年この辺の形ではいろいろと過去質問
も意見もあったような形で、今回も成果・課題というところで滞納で税金の債権等、
収納率98.3%、あと滞納繰越処分11%という形で大体昨年
に比べて2%上がってきていると見せていただいております。この
辺の中で今回欠損額が2,313万円ぐらいの昨年同様の形が出てきておる
意味合いですね、この辺どうしても計上ということになると生活困窮、行
方不明また将来回収不能ですね、あろうかと思うんですが、この
辺の金額と今後こうした形で推移される形であるのか。またそうした
今の2名の職員さんおられる中でこうしたところをもっと効率が上がる
可能性はあるのかどうか、その辺をちょっとお聞きできればと思
いますが。
- 赤川委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。
廣政市民部長。
- 廣政市民部長 不納欠損額を毎年いかに少なくするかというのが税務課としての
大きな課題であります。お尋ねのように不納欠損額につきましては税法上
です、15条関係で大体処分をさせていただくと。うちのほうにも対
策本部等も設置しておりまして、それぞれその中でいかに対応して
いくかというのが税務課だけでなく使用料とそれぞれ大きな課題
として取りあげております。この税に関しましては先ほど申し
ました15条関係でそれぞれ性格、性質別にですね、滞納の中
で分類をさせていただくような段階で毎年整理をさせていただ
いておるといった詳細につきまして担当課長から。
- 赤川委員長 中山税務課長。
- 中山税務課長 今の御質問ありました不納欠損の詳細なんですけれども、まず
財産がないということでやっております分が79万3,761円、生活困窮
が51万9,896円、所在及び財産が不明なものが33万8,009円。
即時で全くもう財

産がないという方が1,577万1,874円となっております。このほかに執行停止、今言った財産がないとか、そういった分で執行制止をかけて3年たてば不納欠損になるんですけれども、その3年を迎えるうちに時効である5年間を迎えたもの、これが507万357円です。以上です。

○赤川委員長

前重委員。

○前重委員

確かに全体からすればわずかな金額であろうかと思うんですが、なかなか今の職員さんの状況、今も2人そういう徴収専門官も来られとる中で今後組織としてこうしたところを拡充していくという方向性というのは、部長さんどうのお考えがあるか、ちょっと教えていただければ。

また、こうしたところをいろいろと職員さんも結構こうしたところを削減するとどういふ徴収関係が、合併した当時は16%ぐらい上がったわけですね。それがずっと11%ぐらいまでなってる中で、今後そういったところもやっぱり適正化規模等、財政状況も考えますと厳しい状況かなと思いますが、その辺で何かあれば教えていただければ。

○赤川委員長

答弁を求めます。

廣政市民部長。

○廣政市民部長

お尋ねのように、この税につきましては本市の一般財源、経常経費130億ちょっとだと思いますけれども、その中で30何億という1つの金額的には少ないんですけれども、税の考え方と言いますのは市民の義務でもありますし、当然歳入に伴った財産に伴ったものをうちのほうも賦課をさせていただくというのがこれ1つの原則だろうと思うんです。当然逆に、正直な人がどうなんか、対応しとる人がどうなんかという差というものが出てきますが、原則的には公平公正というのが大きな1つの基本的な姿勢だろうと、このように考えております。21年度は徴収専門員さん2人ほど補充していただきまして、1名は税務課のほうで、1名は対策本部として各部のほうにもそれぞれ使用料等もございますので、デスクをいただいて、ある程度成果を出していただくということでございます。こうした1つの社会環境もございますが、現在こうして社会の1つの景気低迷という中で徴収の環境が非常に厳しいところもございます。しかしながら、この4月からもある程度職員のほうも増員していただきまして、やっぱり税というものの市民の考え方、納税という生活の1つの軸であるというのを啓発していただく、御理解いただくということだろうと思います。そういった点でも1名の徴収専門員を配置していただいておりますけれども、そこらのノウハウ等も職員も今研修等も重ねてあわせて努力しているというところがございます。何遍も言いますが、公正公平という1つの基本姿勢と言いますのは、徴収というものは100%に近いものを持っていくというのが原則であると思ひまして、今後とも職員のほうも努力してまいりたいと考えます。

○赤川委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。これをもって税務課に係る質疑を終了いたします。

す。

次に総合窓口課に係る質疑に入ります。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。これをもって総合窓口課に係る質疑を終了いたします。

次に市民生活課に係る質疑に入ります。質疑はありますか。

山本委員。

○山本委員 主要施策の成果に関する説明書の69ページ、結婚相談事業費についてちょっと説明をいただきたいのですが、21年度は206万6,622円の決算となっております。そして平成22年の予算では450万円と予算をとっております。成果及び今後の課題を見た限りは書いてないと思うんですが、事業を始めての成果と現況についての御説明をお願いいたします。

○赤川委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

久保市民生活課長。

○久保市民生活課長 ただいまの山本委員さんの御質問でございますが、かつてはいわゆる地域にはお世話をしておられた仲人屋さんとか言葉は適当かどうかわかりませんが、いわゆる世話焼きさんがおられていろんな形でそういうふうには結婚という形がとられてたように思います。現在ではそういったことがなかなか難しいということで登録という形、お世話屋さんをつくっていこうということで結婚相談員なりコーディネーターの配置ということによりまして、昨年につきましては7月からの出発でしたから成果という形では出ておりませんが、今年度におきまして今2組結納、それから挙式が決まっているという状況もできておりますし、いろんな出会いができておるということでは成果というふうに考えております。なかなか自分の力で出会いを求められない、積極的に前に進んでいかない特に男性に見受けられるというそのコーディネーターさんの意見もあるわけですけど、しっかり背中を押していただくことによって今回の成果も生まれてきてるというふうに思いますし、これから先3組、4組といった現在進行中もございますので明るい兆しがあるというふうに考えております。

○赤川委員長 ほかに質疑はありますか。

山根委員。

○山根委員 関連でお尋ねします。この結婚相談事業費の実施内容で第1回目、2回目、3回目の参加者の人数をお知らせください。

○赤川委員長 答弁を求めます。

久保市民生活課長。

○久保市民生活課長 1回目の毛利元就ふるさと史跡めぐりと立食パーティー、これは男性31名、女性29名です。2回目のいい出会い、いい笑顔、いい旅、出雲路、こちらが男性34名、女性23名。それから3回目の男のライフセミナー、婚活のためのモテ講座、これ41名参加がございました。

○赤川委員長 山根委員。

- 山根委員 参加人数を聞きましたのは、今どういう状況になってるかわかりませんが、市民の方からもっと少人数のほうが互いに知り合えてカップルとなれる可能性が大きいのではないかと、初めはまずはたくさん皆さん集まっていたら顔を知っていただくというので大きくなると思えますけれども、だんだん小さいグループ、5対5とか、そういう形で気が合うなと思えば小さいグループをつくっていくことがよりカップルをつくる可能性が大きいのではないかと御意見をいただいておりますが、その点でどういうふうにご検討されているのか、今どういうふうにご検討して実施されているのかというところをお聞かせください。
- 赤川委員長 答弁を求めます。
久保市民生活課長。
- 久保市民生活課長 公募をしながら大きくやっているものと毎月サロンのようにコーディネーターさんのお世話によって出会いの場をつくっているもの、それからコーディネーターさん同士の紹介によっていわゆる言葉ですればお見合いのような形のものでされたり、いろんな形でされておりますので、大きいということだけではなくて企画はいろいろされておりますので、これからもそういう方向というのは続けていくというふうにご聞いております。
- 赤川委員長 ほかに質疑はありますか。
児玉委員。
- 児玉委員 今回の関連なんです、結婚される方が見えるということで非常に素晴らしいと思うんですが、この結婚サポート事業の最終目的というのは安芸高田市に住んでいただくということがやっぱり基本になるんじゃないかと思うんですね。せっかく税金を使って求めるものは何かということやっぱりそこになってくるわけです。そうするとこの結婚サポート事業について、またいろんな事業がほかにある、ことしやられた何か計画があったのかどうか。ちょっと関連がよくわからないんですが、例えば安芸高田市に住んでいただければ何かプラスのメリットがあるとか、そういうような施策が今年度私が気づかなかったんですが、何かあれば教えていただければ。
- 赤川委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。
久保市民生活課長。
- 久保市民生活課長 ただいま児玉委員さんが言われるように、確かに住んでいただくということが目的でございます、現在成立している方というのは当然安芸高田市に住んでいただけということでお聞きしております。政策的にはほかのところとのプロジェクトというようなことで計画はいたしてはいたしましたが、子育て支援のほうと一緒に組んでバツ1、バツ2の男性女性のところとか、もちろん今の登録の中でバツ1というのが、バツになっているんじゃないんですが、なかなか登録がしにくいのかな、機会がないのかなということでそういうことも計画をいたしたりしましたが、現実にはなかなか応募者がなくて実現してはおりませんが、そういう観点でもコラボ

レーションしていきたいという考えは持っております。

○赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。これをもって市民生活課に係る質疑を終了いたします。

次に多文化共生推進室に係る質疑に入ります。質疑はありませんか。前重委員。

○前重委員 主要施策の成果と報告のところで、71ページと70ページになるんですが、人権会館管理運営費ということで71ページには3,000万円程度の決算、また70ページには人権推進事業費決算額の内訳の中に人権会館等維持管理とダブってるのかなと、ちょっと見た感じではこうした費用の中がダブって捻出されているのかなと見受けられるんですが、この辺ちょっと説明いただきたいと思うんですが、どういう形でしょうか。

○赤川委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

神岡多文化共生推進室長。

○神岡多文化共生推進室長 ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

71ページのほうの人権会館管理運営費でございますが、これは市内にございます人権会館の基本的な維持管理費でございます。そして70ページの人権推進事業費という中の人権会館等維持管理事業費は人権集会所というのがございます。今で言いますと集会所条例の中にあります市内4カ所の主要基幹集会所の維持管理費でございます、そのような区分をしておるところでございます。以上でございます。

○赤川委員長 前重委員。

○前重委員 わかりました。ありがとうございます。

それと今の人権会館の職員さんの構成ですよね。要は吉田関係は多分職員さんが兼務でされておるのかなと考えますが、あとの会館等につきましてはそうした館長さんが専門的におられるところ、おられんところはどのような形かちょっと教えていただければと思います。

○赤川委員長 答弁を求めます。

神岡多文化共生推進室長。

○神岡多文化共生推進室長 吉田人権会館におきましては館長1名、そして相談員、指導員がおりまして3名体制でございます。八千代人権福祉センターにおきましては、館長は支所の総合窓口課長さん兼務ということで館長がおります。そして職員1名と指導員が1名、人権相談員が週に2回行ってるという形になっております。高宮の人権会館でございますが館長1名、指導員1名、相談員1名という体制でございます。甲田人権会館におきましても高宮と同じく館長1名、人権相談員1名、指導員1名の3名体制という形でございます。以上でございます。

○赤川委員長 前重委員。

○前重委員 その中で大体こういう体制の中で事業を見ましたら相談事業等あるんですが、1点安芸高田市の社会福祉協議会さんもちょうとした相談業務等を

やられてる中で、こういう今の組織体制と今後そうした団体との連携とか考えたときに、今のそういう連携ですよ、そうしたところの関係はうまくとられているのかなど。特に人権会館等でやられる行政相談、一般相談等でもあろうと思うんですが、その辺等はどうか。そうしたところがうまく連携できてるかどうか。

○赤川委員長

答弁を求めます。

神岡多文化共生推進室長。

○神岡多文化共生推進室長

人権会館におけます相談事業でございますが、地域の市民の方に対して生活上の相談、そして人権にかかわる相談に応じて相談員のほうが適切な指導助言を行うという事業でございますが、この連携につきましては、社会福祉協議会がこういう委託を受けて行われている高齢者福祉相談等々あるわけでございますが、やはり相談窓口という中でいきますと地域に根づいた形という形の中で人権会館の相談のほうは現在やっておるところでございます。また広報等によりまして相談事業の一覧というのが出ておるとは思いますが、そういう中で市民の皆さんには啓発をしているという状況でございます。

連携につきましては相談員さん等につきましても行政相談員さんであったり民生委員さんであったり人権擁護委員さんであったり、そこらあたりの相談員さんのほうも重複して相談を受けていただいているという状況でございます。連携のほうにつきましても今後も今までとおりとって行っていただきたいと考えております。

○赤川委員長

前重委員。

○前重委員

あと1点、そうした中で相談件数等、電話等また来所あると思う、大体年間どれぐらい推移されてるか教えていただければと思います。

○赤川委員長

答弁を求めます。

神岡多文化共生推進室長。

○神岡多文化共生推進室長

生活相談でございますが、351件、健康相談が93件、教育相談が247件、育児相談が12件、福祉相談が70件等々ございます。集計のほうでございますが、相談がおおむね400件程度、そしてその他の助言等が440件、合計で773件でございます。

○赤川委員長

ほかに質疑はありませんか。

和田委員。

○和田委員

関連の質問ですが、今の相談件数そのそれぞれの件数に対する反映がどうなってるんですか。

それと今の相談員さん、そういった方が善処しておられるわけですが、その方のいわゆるそういった相談の資格等は要るんですか。その辺はどうなってるんですか、何という資格があるんですか、その辺をお聞きします。

○赤川委員長

ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

神岡多文化共生推進室長。

○神岡多文化共生推進室長

先ほどの御質問でございますが、相談につきましては基本的な考え方

は、解決できるものは解決し、そして解決できないようなものについては専門的な相談員さんを紹介するというような形の中で対応しておるのが現実でございます。そういう中で最終的にどうもならなかったよというような話は現在のところ聞いておりません。

そして資格でございますが、相談員としての資格というものはございません。以上でございます。

○赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。

児玉委員。

○児玉委員 今回の関連なんです、さっき相談件数が合計で773件と言われたと思うんですが、これを日にちで割ってさらに人権会館がある箇所で見ると、単純に10件1日ぐらいの相談じゃなかろうかと、単純にですよ。そうすると、そこに今の配置の人数の設定が果たして適正なのかどうか。今言われるように例えば電話相談が多いなら、吉田なりどこか1カ所で受け付けといて各人権会館の人減らしていくとか、そういうような効率面での考え方というのは何かお考えがあります、今後。

○赤川委員長 答弁を求めます。

神岡多文化共生推進室長。

○神岡多文化共生推進室長 相談受け付けにつきましては、基本的には相談員が6町を全部網羅して相談を受けているという状況でございます。人権会館には3名程度の職員がおるわけでございますが、人権相談員はそのような相談というものが主なものでございまして、そして人権会館指導員というのは人権会館の中で行われる行事計画等を企画立案してやると。そして職員はそれと同じように人権会館の用事とか運営管理をやっていくというような任務分担がございまして。こういう中で市内には4カ所でございますが、例えば高宮の人権会館は週に2回美土里町の人権教育集会所のほうで相談を出張して受けておるといったような状況でございまして、現在そのような形でやっております。今後につきましては、相談件数とか地域でのイベント等をやっておるわけでございますが、そういう中で同じように対応してやっていきたいと考えております。以上でございます。

○赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。

山根委員。

○山根委員 各市内4カ所の指導員の方が決まって、先ほど行事計画などの企画立案をされると言われてました、指導員の方の仕事として。この4名の方が集まって各館の行事に対する企画案を持って相談するとか、市との連携をとるとかいうことはあるんでしょうか。

○赤川委員長 答弁を求めます。

神岡多文化共生推進室長。

○神岡多文化共生推進室長 人権会館の運営といいますか、月に1回担当者会議をやりまして、2カ月に1回相談員、指導員等での連絡会議というものを実施しております。こういう中で地域の特色がある行事と市内で統一した形での講演会等の企画等を今計画してやっておる状況でございます。以上でございます。

○赤川委員長 山根委員。

○山根委員 先ほど同僚委員の質問に連携を重視されるよう答えられたと認識しておりますけれども、21年度については私も調べてないですが、今年度、保健医療課が行った乳がんに対する八千代でのフェスタ、そして人権会館が2カ月後に同じ乳がんの患者団体のきららに向けて講師依頼して講演をされてます。受けた講師のきららの方は安芸高田市から同じところから来たんだと思われておりました。話をしてみると、保健医療課は知らない、人権会館の依頼ですということで連携ができてない。同じものでやるんならある程度効果があるようにイベントを打っていくのがほんとだと思えます。事業費も使うのであればちゃんとした連携をもとに一つ一つ打っていただかないと効果的な啓発にはなりません。そのところどういうふうにお考えなのかお尋ねします。

○赤川委員長 答弁を求めます。

神岡多文化共生推進室長。

○神岡多文化共生推進室長 御指摘のとおり今年度そのような状況がございました。この講演会等につきましては、年度当初計画をするわけでございまして、今年度当初につきましては保健医療課とか教育委員会、そして講演会とかイベントを行う関係部署等々の連絡協議会というものも開催しております。そして委員さん御指摘のとおり、ダブらないようにということでやってるわけでございますが、今回の乳がん検診につきましては既に講師依頼等を行って計画等もしてございまして実施したという状況でございます。このような連絡調整会議を行いまして、今後ともそのようなことがないようにしたいとは思いますが、ただ講師の都合とか会場の日程の関係ということでそこらも・・・以上でございます。

○赤川委員長 廣政市民部長。

○廣政市民部長 この人権会館等いろいろ諸行事を各部持っておられます。教育委員会の子育て関係とかまた福祉の健康づくり関係、それぞれ研修等も重ねておりますので、先ほど室長が言いましたようにことし、それから仰せのように予算等もありますし、講演の内容等また時期等もかぶらんようにダブらんようによく協議をしてくださいということをご申し伝えました。今後、御意いただきましたように、市民の皆さんにより反映できますように各部と連結とり合ってやりたいと思います。

○赤川委員長 山根委員。

○山根委員 私かぶらんように同じようなものがないようにすると言ってるわけではなくて、かぶってもその強化月間としていいんですよ。ただ対象をしっかりと見きわめて啓発の効果が上がるような行事を組んでいただきたい、お願いします。

○赤川委員長 答弁を求めます。

廣政市民部長。

○廣政市民部長 十分今後、参考にさせていただきたい、考慮してまいりたいと思いません。

○赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。

入本委員。

○入本委員 関連でございますが、人権というのは非常に大切な問題でありまして、このたび多文化共生という形で市長さんはやられました。それで合併前には各町の取り組みに温度差があったということも事実で、現在これを引きずってる、引きずってるという言い方がどうかわかりませんが、継続されているという中で4町だけ会館があって云々という問題があるわけですが、将来に向かってここに書いてありますように人権啓発というのは非常に取り組む必要があるのはこれは免れないわけですが、本庁に直轄という以前言われておりますように、縦割りという中で予算を持ってるから執行するという横の連絡、意思の疎通が図れないという中で所轄事務の整理も当然この中で必要になってくると思うんですが、市長さんはこの問題を、現在置かれてる6町の違い等を把握し、現在の問題点を把握された上で、このたび多文化共生推進室も設けられた時点でこの問題をどのように方向づけをされようとしているのか、担当課では答えにくい部分があるかと思しますので市長さんの方向性をお願いしたいと思えます。

○赤川委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

浜田市長。

○浜田市長 今の人権会館につきましては、各町の歴史的な背景の中で委員御指摘のように決められたと思えます。このたびそういう人権の問題を1つプラスしまして、おとしは男女共同参画ですけど、ことしはさらに多文化共生をプラスしました。この課題を今真摯に受けとめるように指導は行ってるんですけど、こういう状況を踏まえながら全市としてどうあるべきかということはまたこれからも考えていきたいと思えます。現在は今ある会館をうまく活用しようと思って、こういう人員体制を組んだわけですけど、今の仕事プラスこういうこともやってくださいということ人で人権の3本柱をお願いしとるわけですけど、今度は本来の考え方が違ってきて向原とか八千代さんとこの考え方もございますので、統一なりまたどういうふうにするべきかというのはまた原点に返って考えていきたいと思えますので、御理解を賜りたいと思えます。

○赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。

[質疑なし]

質疑なしと認めます。これをもって多文化共生推進室に係る質疑を終了いたします。

以上で認定第1号、平成21年度安芸高田市一般会計決算の認定についてのうち市民部所管の質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時44分 休憩

午前10時45分 再開

〇赤川委員長 再開いたしまして11時まで休憩としたいと思います。

午前10時45分 休憩  
午前11時00分 再開

〇赤川委員長 休憩を閉じて再開いたします。  
続いて認定第1号、平成21年度安芸高田市一般会計決算の認定についてのうち福祉保健部所管の審査を議題といたします。  
福祉保健部長から決算の概要について説明を求めます。  
重本福祉保健部長。

〇重本福祉保健部長 それでは平成21年度の福祉保健部におきます一般会計の総括的な概要を申し上げます。  
執行額は民生費及び衛生費の一部で支出済額合計が51億9,397万7,656円でございます。平成21年度は障害者プランの策定及び次世代育成支援行動計画の策定をいたしました。また生活保護の実施や各種高齢者福祉施策等の福祉サービスの推進、また健康づくり、保健医療に係る事業実施をしております。以上よろしくお願ひいたします。

〇赤川委員長 これより社会福祉課に係る質疑に入ります。質疑はありますか。  
前重委員。

〇前重委員 それでは2点ばかり御質問させていただきます。まず社協のほう、社会福祉協議会のほうへ6,070万円といった助成が出てると、職員の派遣ということでそういう成果、目的は十分達成されまして効果が出たところを教えていただければと思います。

2点目が障害者福祉制度、これが今後見直しをされるというかたちで、ある程度先を見通して計画等がされてると思いますが、昨年度の決算の成果報告、そして今年度の成果報告にもありますように、医療費、サービス利用料支給決定手続の変更など本人、家族への十分な説明と総合的なケアマネジメントが必要という形ではありますが、この辺の具体的な対応等、部のほうで実施計画等をお持ちになってそうした見直しに向けて進んでいるよというのがあればちょっと教えていただければということ  
で2点ほどよろしくお願ひいたします。

〇赤川委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。  
西村社会福祉課長。

〇西村社会福祉課長 1点目の社会福祉協議会への補助金交付に伴う、また21年度からの職員派遣に伴う成果等についてという御質問でございますが、社会福祉協議会とは社会福祉課独自というものではございませんけれども、福祉保健部内のさまざまな事業を社協のほうで事業展開をしていただいております。昨年度からは新たに安心生活創造事業、生活サポーター事業等につきましても社協のほうで事業を開始いただいております。社協のほうでは法人本部に対します人件費補助ということで社会福祉課のほうで所

管をいたしまして補助金を交付しております。当初予算では前年度同様の人件費保障6,000万円を計上させていただきまして、昨年4月1日から職員の派遣となりましたので、その部分につきましては9月の補正で負担金相当というところで約640万円程度の負担金を計上させていただいてるところでございます。市からの派遣職員は社協の事務局次長として法人運営また事業の展開等につきまして日夜奮闘していると聞いております。

それから障害者福祉制度の見直しが委員御指摘のように現政権のもとで2013年、平成25年8月までには現在の障害者自立支援法を抜本的に改正するというところで新たな仮称ですが障害者総合福祉法の制定に向けて準備が進められているところでございます。これに伴いまして、障害者基本法も改正をしていくという形で国のほうでは現在準備が進められておりますけれども、現行の制度よりも大幅に改正が行われるのではないかというふうに日々の情報で確信しているところでございますが、この抜本的な法律の制定、それから障害者基本法の改正に当たっては、障害者の権利条約にのっとった形で国のほうが抜本的に改正等を進めていくという方向性が示されておりますので、現行の制度のもとで現在サービスを提供しているわけですが、具体的にどのように制度そのものがいくのかというところが非常に未知数に近いといえますか感じております。抜本的に改正になったときにスムーズに障害者またその御家族の方に支障を来さないように、担当課といたしましてもサービスの提供をスムーズにできるように考えているところでございます。以上です。

○赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。

和田委員。

○和田委員 これは生活保護の関係で生活福祉課になろうかと思うんですが、この間質問させていただいたときに市長の答弁で私が申しましたのは、小口保護資産の原資があるかどうか、適用を今までされたか、それともあるかないかということをお聞きしましたら、ないというお答えでございました。今後、現在の雇用問題を考えると、小口ですからそこそのお金がちょっと要るといえるときにそれを出すことができるかどうか、そういった方向性をちょっとお聞きしたいと思えます。

○赤川委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

西村社会福祉課長。

○西村社会福祉課長 ただいまの御質問、小口資金等の制度のことだと思いますが、安芸高田市では行政として行っておりません。ただ、生活保護の相談あるいは申請をされようとされる方は非常に生活に困窮をなさって、ぎりぎりの状態で御相談に来られる方もあります。そういう場合は県社協のほうが生生活福祉資金の中で緊急の貸付制度がございますので、社会福祉課生活福祉係と市社協さんのほうと連携をしながら緊急にこういった貸し付けが必要な場合は社協と連携をとり、また社協のほうも県社協と連携をとっていただいて、これまでも今年度になってからでしょうか実際にそ

ういうケースがございました。かなり早い段階でこの貸し付けが実施されますので、保護が開始になった場合には最初の開始になった保護費で返還していただくということを前提にこの制度を利用いたしております。以上です。

○赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。

児玉委員。

○児玉委員 同じく生活保護の方の関係なんですが、今年度受給者就労支援事業というのをやられてて、実施者数が22で、そのうち就労に結びついた方が3名と、あとの方は就労支援を行ったにもかかわらず就労していただけなかったということだろうと思うんですが、そこらの実情の説明お願いできますか。

○赤川委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

西村社会福祉課長。

○西村社会福祉課長 ただいまの就労支援事業なんですけれども、就労が可能な方については一般質問のときにも市長のほうから答弁がありましたように、ハローワークのほうで就労支援事業、連携をとりながらその制度にのっていただいて仕事をいろいろ見つけていただくようにするんですけれども、何せこの不況の中でなかなか新たに仕事が見つからない方のほうが多いのが実情です。しかし就労支援事業で見つからなかったからといっても就労可能な方については、引き続きハローワーク等で自力で仕事を探したりとかいうふうな方もいらっしゃいます。ただ実際に仕事を就労につけて安定した収入が得られて保護が廃止になれるケースもまれにはございますが、なかなか新たな仕事が見つからないのが現状で、引き続き保護を受給しながら仕事を見つけていただいているようになっております。以上です。

○赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。

山根委員。

○山根委員 74ページの障害者自立支援介護給付事業について、成果の中で7月から始めた障害者の療育教室事業は、長期休暇期間中大変多くの児童でにぎわいを見せたとありますが、この人数的なもの、そして開校日、長期休暇以外に対して極端に少ないというのもありますけど、そのニーズについてもお尋ねいたします。

○赤川委員長 答弁を求めます。

西村社会福祉課長。

○西村社会福祉課長 まず昨年度の登録の人数でございますが9名でございます。利用者なんですけれども、もともとサービスを実施をするきっかけとなりましたのがこれまでも申し上げておりますように、長期休暇中に特別支援学校に通っている子どもたちの居場所がない、それに伴って保護者の方々の就労が非常に困難になっている状況ということもありまして、この事業を実施するに当たりました。実施しましたら、長期休暇中についてはある程度課題のほうは解決できているかなと思っておりますが、平日の

利用につきましては特別支援学校から帰ってきた子どもたちのバスのおりる場所というのが学校のほうで決まっております、そこから放課後お預かりをするといっても開所時間がそんなに長いわけではありませんので、学校が終わって今の事業所でお預かりする時間も短いということもあるんですけれども、そこからの移動手段とかいうふうな部分もあわせて長期休暇中以外の利用者が少ないという状況がございます。ちなみに昨年の7月の平均利用者数ですが5.1人、8月が5.5人というふうになっております。以上です。

○赤川委員長 山根委員。

○山根委員 長期休暇以外は移動の問題で利用者が少ないということで、課題の中に今後は障がい者の移動についてはお太助ワゴンの利用も含めて検討する必要があると書かれております。市民の障がい者の保護者の方からもお話を伺ってますと、広島北支援学校に通うのも市から出るということについて、朝そのバスが来るところまで送っていくのが、毎日送り届けるといことが難しい状況にある場合どのようにしたらいいのか移動手段について悩んでいるという声も聞きます。これから課題についてどのように、まだ検討段階とは思いますが、その方向性について伺います。

○赤川委員長 答弁を求めます。

西村社会福祉課長。

○西村社会福祉課長 委員御指摘のように課題のほうにも書かれておりますが、お太助ワゴンがこの10月1日より全市に拡大ということになります。障害のある方の移動支援につきましても、お太助ワゴンの場合でも課題が残ってまいりますので、それにつきましては、担当課また自立支援協議会という協議会の場がございますが、こちらで障がい者のある方の移動支援について障がい者御本人の方も含めて課題別会議を開催してまいりました。その中で協議会としての思いという部分はある程度まとめられたというふうに聞いております。担当課といたしましてもどうしてもお太助ワゴンで100%の移動手段ということになりませんので、障害のある方々を対象にした制度はどうしても確保はしていかないといけないというふうに考えてはおります。このひなたぼっこの利用についてはすべてが解消できるかどうかという部分はまだ不透明なところがございますが、今後さらに一応課題別会議が終了しておりますので、そのあたりの提案もいただきながら原課としても並行して他市町の状況等も勘案しながら検討を進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。

入本委員。

○入本委員 72ページのほうで伺いますが、現在高齢社会になったのと児童の虐待とかいうことで、現在民生委員さんが123名、360万の予算額ありますが、これの成果、そのあたりが伺えたらお願いします。

○赤川委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。



西村社会福祉課長。

○西村社会福祉課長 民生委員さんは委員さんおっしゃいましたように主任児童委員を含めて現在123名でございます。担当区を持たない主任児童委員が現在6名、担当地域を持っていただいている委員さんが117名で日々活動していただいております。3年間の任期で厚生労働大臣から委嘱を受けて活動していただいております。民生委員さん1人当たりの平均活動日数なんですけれども、約140日ということで、これは民生委員一人一人が毎月活動報告という形で提出をいただいて、これは国の厚生労働省への報告例として提出をしているものでございます。ただすべてがこの活動記録の中に記載をされていないようなものも多々あるのではないかなど、それ以上に民生委員さんは各地域で相談活動なり支援活動をいただいているというふうに認識をいたしております。この民生委員児童委員協議会、市の協議会に対します補助金が360万円でこの間推移をいたしております。前回の平成19年の一斉改選時に、これまでも御報告させていただいておりますが、民生委員の協議会が、法定民児協が合併時1市1民児協から発足いたしました。旧町単位の6つの法定民児協で各地区協議会で運営をいただいております。市民児協への補助金につきましては、基本的には各地区民児協における活動費に充てていただくということで、可能な限り各地区協へ補助金として市民協から交付をし、それぞれの地区民児協におきまして高齢者の訪問であったりとか給食サービスであったりとか、さまざまな事業を計画いただいて事業を実施していただいております。以上です。

○赤川委員長 入本委員。

○入本委員 今のは説明であって私はこの予算額に対する効果とか問題点。と申しますのは、個人情報絡んできますよね。個人情報というのは特に社協にも必要であったり消防署にも必要であったりとかいろんな方面で必要性が発生しているわけなんです。そういう問題で現在児童委員会なんかも教育委員会との問題も出てくると思うんですが、そのあたりで活動の中で民生委員さんのおかげでとか児童委員さんのおかげというような効果がどの程度あったか、それから問題点をどのように解決していかれようとしているか。問題点も民生委員さんになり手がなくなるとかいうようなことも聞いておりますが、そのあたりの問題点があればお聞かせ願いたいと思います。

○赤川委員長 答弁を求めます。

西村社会福祉課長。

○西村社会福祉課長 民生委員さんの後段で委員さん御指摘のありましたことしがちょうど一斉改選に年でございます。それぞれの6つの地域ごとに準備会を設置し民生委員の推薦をしていただいたわけですが、それぞれの準備会におきましても1回では当然民生委員さん全員の推薦ができず2回、3回と重ねてやっと民生委員さんの推薦ができたという現状もございまして。準備会また市の推薦会の中におきましても今後の推薦会といえますか、そ

の部分についても検討が必要なんではないかという御意見もいただいております。

それから民生委員さんは、あくまでもそれぞれ地域の住民の方とそれぞれ関係機関へつないでいただくと言いますか、かけ橋的な立場として民生委員児童委員をお願いいたしております。中にはそれを大きく超えた形で支援せざるを得ない状況に置かれるようなケースもあるんですが、基本的には相談は何でも御相談くださいという形で民生委員さん独自の広報等の配布もされておまして、そうしますとほんとに何でも御相談があってということで、どこに連携をとっていいかわからないというふうな場合には、それぞれ支所の担当課であります総合窓口課であったり本庁の社会福祉課のほうとまた連携をとりながら関係する行政の支所へもつないだりしながら市民の皆さんからの相談に対して素早く対応いただいているところでございます。

○赤川委員長 入本委員。

○入本委員 私は問題点が具体的に出てこないのでもっと理解しにくいんですが、やっぱり予算執行する以上は問題点と効果が出るのは当然だと思うんですが、今市民総ヘルパー構想もやっておられるわけですよ。それで実際問題として高齢者のほうに伺ったら、民生委員がきのう来たけど、きょうまた市民総ヘルパー構想の中で訪問があったというような、何とか間隔をあけてそこらの意思の疎通を図ってもらえんかとかいう問題も出ておるわけなんですよ。そうすると個人情報の問題が出てくるんですが、そのあたりの意思の疎通の図り方に問題点はないのか、それからなぜ民生委員さんの後任になられない理由というものが明確にならないと、ただ困難であるだけでは理解しにくいので具体的な問題があればそこらを我々も理解して、推薦者を探すときにも依頼を受けるときもあつたんですが、そういう問題も解決しなきゃいけない、地域でもっと考えなきゃいけない問題も出てくるのではないかと思います。

それから児童の虐待についても、そういう問題が安芸高田市には現在ないと判断を今報告ではせざるを得ないわけなんですけど、ただ虐待とか生活困窮とかいろんな問題があると思うんですが、例を言うと地域とか個人名に匹敵するかもしれないという問題があるかわかりませんが、全く今の報告では123名さんの行動が手に取るようにといたらわかりにくいんですが、そのあたりはただこの報告書だけでは終わろうとするんですが、我々はやっぱり生活に密着してるのもっと身近に具体例を聞きたいと思うんですが、その点は無理でしょうか。

○赤川委員長 ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

西村社会福祉課長。

○西村社会福祉課長 今回の質問の前で個人情報保護の関係での課題ということでの御質問に答えておりませんでした。個人情報につきましては、個人情報保護法が制定されて以降、行政から民生委員さんの活動に対しても個人情報が提供されないということがある、他の自治体等ではあつたということで、

これは国を挙げて民生委員活動にはあくまでも民生委員には民生委員法の中で守秘義務ということが課せられているということで、安芸高田市につきましては担当地域の住民の方については、これは住基の情報のみになりますけれども担当区域の世帯の確認については一応閲覧をしていただくように担当世帯の把握はしていただいているところでございます。これについてはあくまでも個人情報については民生委員法に基づいての守秘義務を十分に守っていただいで活動していただくということは当然でありますので、そのように対応いたしております。

民生委員さんのなり手がなくなるとかの課題等についてなんですけれども、ことしちょうど一斉改選の準備会等も進めておるときに100歳以上の高齢者の方がわからないとか存在がはっきりしないとかいうふうなことがあって、そういったメディアの場面に民生委員さんとかいう文言も出たりとかいうふうなこともあって、一度はお引き受けいただいてなっていたけると確信していた方が、やっぱりそこまでいうふうなのであればというふうな形で御辞退されたようなこともあるんですが、行政といたしましては、民生委員さんは先ほども言いましたけれども各地区協で協議会を設置されておまして毎月1回は定例会を開催されております。毎月1回の定例会に出席するのみではなくて、民生委員さんとしてはこういうお仕事をさせていただくようになりますということをきちんとお願いする段階から、定例会が毎月1回あるぐらいですよということではなくて、定例会もありますし民生委員自身の研修会もありますし、もろもろのこういった事業等もしていますということで地域の方々の相談に応じていただくということをきちんと伝えて、そのことを納得いただいて民生委員をお引き受けいただくように今回の一斉改選でもお願いをしてきたところです。

○赤川委員長 入本委員。

○入本委員 くだくなるのであえて言いませんけど、この問題については非常に弱者についての配慮という形で大きな役割があると思いますので、その点については協力を求めるにおいても我々も以前に民生委員さんに協力を求めたこともありますので、やはり情報的なものをしっかり把握した上で物事をしていくというのも大切な面があると思います。

今児童のことでなかったんですが、下の段に保護司会がありますよね。現在のどの制度の青少年育成のために活躍されてる方と件数的にはどうなってるんでしょうか。

○赤川委員長 答弁を求めます。

西村社会福祉課長。

○西村社会福祉課長 保護司会につきましては、社会福祉課では保護司会の運営に対する補助金を交付しているということで直接保護司さんの業務そのものについては社会福祉課がかかわっておりませんので、ただ安芸高田市内の保護司さんの人数は22人というふうに伺っております。毎年7月が社会を明るくする運動の月間になっておまして、ことしもそうだったんですけ

れども7月1日には法務大臣からのメッセージの伝達式等もありまして保護司会から伝達をいただいております。

- 赤川委員長 入本委員。
- 入本委員 補助金を出しておられるんで、22名の方があって活動内容も当然報告があるわけですから、現在保護司会の中にある方も何名かはあると思うんですが、そのあたりは把握しておられないという形ですか。
- 赤川委員長 答弁を求めます。  
重本福祉保健部長。
- 重本福祉保健部長 先ほども課長のほうが申しましたが、保護司会につきましては国のほうから辞令をいただいて活動しておられて、話の中ではちゃんとそれぞれの人が抱えておられる人も子どももおりますし、少年院、少女院へ訪問もされてるような状況も聞いてますから、個々の人数なり個々の状況についての御報告というのは受けるようになっておりませんので市としては把握しておりません。以上でございます。
- 赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。  
前重委員。
- 前重委員 先ほど同僚委員のほうからありました生活保護の関係につきまして、この決算状況見ましても、ある程度推移はしてるんですがこれからふえてくると。一般質問のほうからでも部長のほうから答弁いただいている内容で、大体今のケースワーカーが受け持つ人数ですね、この辺が現状もう1回教えていただきまして、どれぐらいの頻度でそういう生活助長の自立に向けてそういう訪問をされておるか、ちょっとその辺を教えていただければ。
- 赤川委員長 答弁を求めます。  
西村社会福祉課長。
- 西村社会福祉課長 まず生活保護費の申請状況等もあるんですけども、昨年度は一昨年来の経済不況の影響もありまして今までにないぐらいの相談それから申請件数となりました。平成20年度まで合併以来、微減傾向にあった世帯数なんですけれども、そこに掲載しておりますように平成21年度末で205世帯の339人ということになっております。ことしの8月に保護を受けた世帯は200世帯325人となっております。相談件数も全くないわけでは当然ないわけなんですけれども、昨年のような増加傾向というのは今ございません。委員御質問のケースワーカー1人当たりの世帯数ということなんですけれども、現在生活福祉係で所掌しておりますが、査察指導員1名、それからケースワーカー5名ということで合併当時当初の人数に昨年の4月1日により復活をいただきました。5名のケースワーカーの中で1名は経理、医療扶助の関係を兼務いたしておりますので、ここの担当世帯数は若干少ないんですが延べでいきますと3月末現在で1人当たりケースワーカーで40世帯ぐらいになります。  
それから保護が決定になりましてからの訪問状況なんですけれども、昨年度の例をとりましたときに一般質問のときに市長の答弁にもありま

したように、年間の計画を立てます。それに基づいて今度は月ごとの訪問計画を立てます。その月ごとの訪問計画に基づいて毎月訪問をしていくわけですが、年間の月ごとの計になります。計画の件数が819件、これ21年度です。実際にその月の計画に対してその月に訪問が実施できたものの計が615件となります。月ごとの計画の合計に対する実績率でいきますと75.09%。ただ年間の総訪問件数は981件、これは毎月計画を立てますけれども、毎月の新規の申請が出た場合には新規申請に伴ってその世帯に係る訪問等も出てまいりますので、トータル的には981件の訪問回数となっております。以上です。

○赤川委員長

前重委員。

○前重委員

大体月に1世帯当たり週でもいいんですが1回ぐらい行かれてるのかどうか、そこら辺がちょっと知りたいわけなんです。どうしてかということ、やはり市民の方から、受けられてる方に対してほんとは行っておられるのかどうかというなかなか見えない部分が市民の方からお寄せいただいております。そうしたところを踏まえまして大体1人の方に対して、週に1回は行ってるよとかいう形で、わかれば教えていただければいいことであつたんですが、そうしたことはわかるでしょうか。

○赤川委員長

答弁を求めます。

西村社会福祉課長。

○西村社会福祉課長

申しわけありません。生活保護世帯の8月で200世帯と申しましたが、世帯で訪問頻度の格付というのを定められてるんですが、それに準じて安芸高田市でも訪問格付を行っております。それに基づきまして世帯の状況によりましては毎月訪問が必要な世帯、また長期に入院であるとか施設に入所とかの場合は半年に1回であつたり、場合によっては年1回の医療機関等に訪問させていただいて御本人さんへの面談等を行う場合もあります。ですから2カ月に1回とか3カ月に1回とかいうふうな形でその世帯の状況に応じて訪問の回数を決定いたしております。それによって毎月訪問計画を立てております。以上です。

○赤川委員長

前重委員。

○前重委員

この前も部長が同僚委員の質問の中で答えられた中で大体ケースワーカー6名の人数としては大体ベターじゃないかなということをお聞きしております。今後ふえていく中でそうした職員さんに無理がないようにやらないといけないし、そうは言ってもそういう保護世帯の方に対してもしっかり自立の状況というのは促していかないといけないということがありますので、その辺も含めて頑張っていただければと思いますのでよろしく願いいたします。以上です。

○赤川委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。これをもって社会福祉課に係る質疑を終了いたします。

次に子育て支援課に係る質疑に入ります。質疑はありませんか。

- 児玉委員。
- 児玉委員 公立の保育所の運営費と指定管理保育所の運営費、それから私立保育所の運営費の中の児童1人当たりの保育費の違いですね、ここ少し説明していただけますか。
- 赤川委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。  
高橋子育て支援課長。
- 高橋子育て支援課長 お答えします。  
公立保育所の事業に対します児童1人当たりの保育事業につきましては事業費を子どもの数で割った数字で、児童1人当たりの保育費をそれぞれ掲載しております。今年度これまではそれを足したもので掲載しておりましたが、分けて掲載させていただきました。その中には、公立保育所におきましては工事費等を抜いた額で単純な事業費を出した中で子どもの人数を割った数字でございます。ここに掲載してあるとおり、公立保育所が111万3,800円、それからみつや保育所が133万7,000円、それから私立のほうは88万6,000円でございます。以上でございます。
- 赤川委員長 重本福祉保健部長。
- 重本福祉保健部長 主な要因でございますが、職員の人件費の差によるもので大体占めております。みつや保育所につきましては3歳未満、0歳は3人に1人、1歳2歳が6人に1人というような職員さんが人数が多いという面ではみつや保育所につきましてはございます。また公立と私立の関係でございますが、職員の平均年齢が公立が45歳、私立が37歳というような平均年齢が公立のほうはかなり多いんでございまして、そこらどころの単価的なものもございまして、この中の人件費の占める割合はかなり相違がございまして。
- 赤川委員長 児玉委員。
- 児玉委員 見方がちょっとよくわからんので、そうすると保護者負担と書いてあるのも、これも1人当たりの金額変わってきますよね。これはどう見たらいいんですか、ちょっと説明していただけますか。
- 赤川委員長 答弁を求めます。  
高橋子育て支援課長。
- 高橋子育て支援課長 保護者負担につきましては、市内一律保育所の保育料が市内全域、所得階層によって決まっております。そういうことで保護者負担のほうは基本的には私立も公立も金額は一緒ということになります。以上でございます。
- 赤川委員長 重本福祉保健部長。
- 重本福祉保健部長 金額といいますか、保育料は所得に応じましての保育料になりますので、所得に応じた基準につきましては公立も私立も指定管理も全部含めたもので同じでございます。人数関係が違うということで保護者負担が違ってるといった状況で、児童1人当たりの保育費につきましては、それらは加味せずにトータル事業費、工事請負関係を除いたトータル事業費を園児数で割ったものでございます。
- 赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。これをもって子育て支援課に係る質疑を終了いたします。

次に高齢者福祉課に係る質疑に入ります。質疑はありませんか。  
水戸委員。

○水戸委員 87ページのところで少しお伺いします。まず1点目なのですが、先般の中国新聞の新聞紙上では各シルバー人材センターあるいは高齢者能力活用協会等についてその運営に非常に苦慮していると、広島県下ですね。といったような記事も出されておりましたが、本市においても3,175万円程度の支出がなされておるわけですが、このところに成果の部分は書いてありますけれども、いわゆる課題、問題点としては何もないのかどうか、どのようにおとらまえになっておるのかということがあればお聞かせいただきたいというのが1点でございます。

2点目にその下に書いてございますけれども、市民総ヘルパー構想云々という記述ですが、市民総ヘルパー構想については市長も所信表明でも述べておられますし、その概念については私は理解もしておりますし賛成もしておるところでございますが、まず21年度の市長のお話では市民総ヘルパー構想を推進したいと。介護保険対応の2級ヘルパー資格取得を3年間で約1,500人を目標にその養成をしたいということで介護サポーター養成講座の開催も始まっております。まず最初に、今のシルバー人材センターについて問題はないのかどうか。聞くところによりますと、いわゆる料金であったりあるいは人材不足であったりというようなことはまたの話では聞いておりますが、その辺をどのようにおとらまえにത്തるかということが1点と、それから現状の平成21年度の決算部分において3年間で1,500人を目標に養成をしたいというふうには市長がおっしゃってる部分について現状をお聞かせ願えますか。

○赤川委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

岩崎高齢者福祉課長。

○岩崎高齢者福祉課長 シルバー人材センターへ対しての補助金の額も含めて成果と問題点でございますが、補助金につきましては平成19年以来今現在の総額3,175万円の補助を行っておるところでございます。会員数の減少に合わせて契約件数の額も年々減少してきておるのが現状でございます、なかなか成果というのはプラスの面では見えていないところもあると思います。シルバー人材センターにつきましては市役所におきましても各部局との連携もとる必要がございます。各市の多くの部署で関連を持っておりますし補助金の見直し等も含めて今後検討していく必要があるかと思っております。ただ運営については厳しいものがあるというふうには認識しております。

後段のヘルパーの養成の関係でございますが、委員さんおっしゃいますように2級のヘルパーを1,500人つくるという計画ではございません。いろんな介護知識を持った方を養成するというヘルパー構想でございま

して、もちろん介護ヘルパー2級の養成に係る支援はもとより家族介護者養成の実施であるとか認知症サポーターの養成であるとか生活介護サポーターの養成等を含めて育成していくという計画でございます。生活介護サポーターにつきましては、昨年度は154名の方に受講いただきまして126名の方が登録をしていただいております。本年度も第3期、第4期ということでヘルパーの養成を行っておるところでございます。

○赤川委員長 重本福祉保健部長。

○重本福祉保健部長 シルバー人材センターの課題なりということ若干課長も申しましたが、会員数の減によりましては受注件数の減、事業実績をいただいた中によりますとリーマンショック以降のところによります影響が主になりまして、公共も民間も一般家庭からの受注件数もかなり減っております。受注件数で言いますと前年より18.1%の減と聞いとります。受託額にいたしては同じように17.4%の減という非常に厳しい状況でございます。それからもう1点の課題、大きな課題難題がございます。公益法人の制度改革関連3法が平成20年12月1日に施行されまして、平成25年11月30日までに社団法人関係でございますが公益社団法人を選ぶか一般社団法人を選ぶかというような移行関係が難題課題と言いますか大きな問題でございます。シルバー人材センターにおきましては、公益法人への移行ということで現在勉強もしておられながら移行についてのいろんなことで取り組んでおられるような状況を聞いております。以上でございます。

○赤川委員長 水戸委員。

○水戸委員 お伺いしますと色々な原因もあるんでしょうが、大きな課題があるわけですね。ここ課題として全然上がってこんというのは今聞いただけでも大変なことじゃないかと思えますけれど、その整理が本来されるべきだろうというふうに思いますので、課題の部分は課題としてしっかりとらえて、ここの記述だけですと非常にうわべをすんなり通ったという形かもわかりませんが、課題は課題として十分市としてとらえて今後の指導を行っていくといった形をぜひとも今後記入してもらいたいということで1点目はそうです。

次の部分もヘルパーの部分なんですか、確かに3年間で1,500人というのは介護知識云々含めて、介護サポーター養成講座云々も含めていろいろあるんだろうと思います。このことはもやいの精神も含めて市長さんが大きな施策の柱として掲げられておることについては先ほど申し上げましたが同調をしておるところでございます。ただしかし、新しい年度ではそれを支える事業が家族介護教室の開催であったりヘルパー受講支援事業であったり生活サポート事業、お太助ポイント銀行事業、新たにそれらを重点拡充してこの事業を進めていこうというふうにお考えなんです、ある意味では課長さんにもお尋ねをしたいところなんです。市長さんのお考えは大体概念としてアバウト大体目標とされる気持ちはよくわかってますので、ただそれを事務サイドとしていわばその将来ビジョン、あるいはその目標設定、それまでの年次計画、あるいはそれを支



える各種事業、こういった部分の総合的な年度別事業費も含めて市民総ヘルパー構想の最終目標を掲げた現在の進捗状況も含めたフローシートがあるのかどうか。そういうものをもはやこれはつくっていかないと新しい事業の中でも市民総ヘルパー構想を支える事業が1, 2, 3, 4, 5本あるわけですよね。つまり5本がどういう予算措置で何年度計画でこの総ヘルパー事業のビジョンを支えて、それが今中期になるのか初期になるのか、長期目標の設定の中でどんなようなフローチャートでこの事業を進めていこうとされているのか。もしあるのであればそれを早急につくるようにしておりますとかいうことになるんでしょうけれども、その辺課長さんいかがでしょうか。

○赤川委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

岩崎高齢者福祉課長。

○岩崎高齢者福祉課長 現在第4期の老人福祉計画と第4期の介護保険事業計画が平成21年から平成23年までが第4期、平成23年から25年が第5期というふうに計画が立てられております。この市民総ヘルパー構想は昨年、平成21年度から委員さんおっしゃいましたように3年間である程度成果を出していこうということで市長から伺っております。それとあわせて本年度の後半から第5期の介護保険事業計画の作成のほうにも着手をしております。そこらとあわせて委員さんの御意見もいただきながらつくっていかなければいけないと思います。現在のところそういうフローチャートというんですかね、というものは私の頭の中では完成はしていませんが今後つくってまいります。

○赤川委員長 水戸委員。

○水戸委員 今課長さん一生懸命頭の中で市長さんがおっしゃられることを皆さんにわかりやすく、市民にわかりやすい映像を描いて市民に理解してもらおうというお気持ちであろうというふうには理解するわけですが、市民我々も含めて確かな構想としては頭の中にぼんやり浮かぶんですが、具体策としていわゆる手法がどう見えてくればいいのか、あるいはどの時点でのおおむねこの事業は完結するんであるとか、そういったようなことがやっぱり行政としてはそのことを情報提供していく必要があるのではないかと常日ごろ考えておりますので、今課長さんがおっしゃっていただいたようにぜひともそのようにやっていただきたいと思います。

○赤川委員長 浜田市長。

○浜田市長 やっぱり気になる質問でございますのでちょっと一言。まず1点は、市民総ヘルパーであり新交通体系であり、それから今多文化共生がうちの基本計画のパターンにないんですよ。こちらを変更今企画課としてます。ただ非常にいいことに国の支援いただいているんですけど、それを考えた当時そういう発想がなかったものでこういう大きな位置づけでいます。これを位置づけた上でさっきの老人福祉計画とかこういう見直しをかけてみたいと思います。同じやるには体系的にやっていきたいということでおくれてます。憲法がなくスタートしたと。ただそうかと言って

大事なことです。手おくれにしたいくないということで、できることはしていかないけんということで今現在模索的にやっていますけど、委員おっしゃるように体系的に計画をつくってやりたいと思いますので御理解を賜りたいと思います。国の長期計画とか位置づけというのは今勉強してから、逆にうちでいれていかないといけんし長期計画的にもこういう新しいものをいれていかなくはないけんということで、ちょっとここは今まさにちょっと違うんで御理解を賜りたいと思います。今からこれ入れますんで体系的に、よろしくお願ひしたいと思います。

○赤川委員長

水戸委員。

○水戸委員

市長のほうからも前向きな体系づくりということでお願ひをしたいと思います。なお課長さんのほうに1点ほどお伺ひしますが、21年度の行政評価制度に基づいた施策評価シートないしは事務事業評価シート、いわゆる市民総ヘルパー構想事業等ということでは施策評価シートができてるんでしょうかどうでしょうか。

○赤川委員長

答弁を求めます。

岩崎高齢者福祉課長。

○岩崎高齢者福祉課長

委員おっしゃいますようにシートは載っております。

○赤川委員長

水戸委員。

○水戸委員

できれば我々もよく認識したいので後日で結構ですが、この市民総ヘルパー構想事業という名目での事務事業評価シートなのか施策評価シートなのかわかりませんが、資料提出はいただけるんでしょうか。

○赤川委員長

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時56分 休憩

午前11時58分 再開

~~~~~○~~~~~

○赤川委員長

再開いたします。ここで13時まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時58分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○赤川委員長

休憩を閉じて再開いたします。

午前中の水戸委員からの資料についての答弁からお願ひいたします。

岩崎高齢者福祉課長。

○岩崎高齢者福祉課長

まず最初にお断りをいたします。市民総ヘルパー構想事業では事務事業シート、施策評価シートはともにございません。申しわけありませんでした。市民総ヘルパー構想に関する事業につきましては、多種多分野にわたるものと考えております。市民総ヘルパー構想の中で高齢者福祉課に関係する事業を行っておるところでございまして、今後充実等も含めて考えていく必要があると思います。以上でございます。

○赤川委員長

水戸委員。

○水戸委員 よくわかりました。他の課、他の部局に当たっても市民総ヘルパー構想というのはある意味市の永遠の目標かも知れませんが、それを支えていく事業というのはその他の課、他の部局にも随分と多岐にわたっておるように認識をいたしております。今わかりましたので今後またあらゆる観点からその事業個々についての資料請求ということは公表ができる可能な範囲内をお願いするかも知れませんが、きょうのところはこれで終わります。

○赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。

[質疑なし]

質疑なしと認めます。これをもって高齢者福祉課に係る質疑を終了いたします。

次に保健医療課に係る質疑に入ります。質疑はありませんか。

前重委員。

○前重委員 歳入歳出決算書の99ページの健康づくり推進事業費、当初予算額1億4,223万6,000円で補正予算額で1,086万8,000円、ページをめくっていただきまして102ページに支出済額1億528万7,968円となりまして不用額が2,118万2,032円という形で出ております。こうした流れ、補正がこうした形で補正の中で不用額がこうした費用が出ているところをちょっと御説明をいただきたいと思えます。

○赤川委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

久保保健医療課長。

○久保保健医療課長 それでは不用額についての御説明を申し上げます。まず報酬の246万7,463円の不用額でございますが、これにつきましては各支所に保健推進員を置いてますけれども途中退職ということで報酬が減になっております。また次のページの委託料2,118万2,032円の不用額でございますが、102ページの委託料についてですけれども、この委託料の中では15の事業を実施しております。その事業の中で大きく減になっておりますのが、不用額が出ておりますのが妊婦健康診査委託料でございます。これにつきましては当初5回というのが15回に増額になったわけですが、妊婦さんの状況を見ますと皆さんお一人お一人が15枚券を使われることが少なく平均10枚という現状でございます。そうしたことからこの委託料が不用ということになっております。また昨年度新型インフルエンザが途中で出てきて補正のほうをさせていただいたんですが、当初積算しておりました接種率が伸びませんで、途中補正で減額もしましたが、この支払いが3月診療が5月に来るといった状況もあつたりして不用額大きく出ております。

それから19節の負担金133万6,854円の不用額でございますが、これもやはりインフルエンザであるとか子どもさんの検診等の県外受診あるいは県外での接種等の負担金、その不用額でございます。

○赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。

山根委員。

○山根委員 説明書の102ページです。(イ)女性特有のがん検診事業、これ国から無料クーポン券配布になっておりますが、この対象人数に対して受診者数が案外上がっていない。これについては何か原因として上げられるものがあれば。

○赤川委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。  
久保保健医療課長。

○久保保健医療課長 この事業につきましては平成21年度途中で国の補正予算、経済危機対策の中で導入されたものでございます。それを受けて実施するということが市が実施しておりました総合検診等がもう終了した時点での事業実施ということになりました。そうしたことから受診率のほうは子宮頸がんにつきましては20.86%、また乳がんにつきましては23.76%と県外平均よりは高いんですけれども案外伸びてないという状況がございます。そして年度途中で余り伸びないということでアンケート等も実施してみました。そうしましたらやはり職場での受診というのが4割ございましたので、そこらあたりでちょっと利用が少なかったんじゃないかなというふうに分析しております。以上です。

○赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。

[質疑なし]

質疑なしと認めます。これをもって保健医療課に係る質議を終了いたします。

以上で認定第1号、平成21年度安芸高田市一般会計決算の認定についてのうち福祉保健部所管の質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後1時06分 休憩

午後1時08分 再開

~~~~~○~~~~~

○赤川委員長 再開いたします。

続いて認定第2号、平成21年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定についての件を議題といたします。

福祉保健部長から決算の概要について説明を求めます。

重本福祉保健部長。

○重本福祉保健部長 それでは国民健康保険特別会計の決算の総括的な内容について御説明申し上げます。

平成21年度の収支決算ですが、歳入が35億9,144万16円で、歳出が35億1,647万7,293円でございます。平成21年度末現在の加入世帯は4,877世帯、被保険者数が7,926人でございます。以上でございます。よろしくお願いたします。

○赤川委員長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[質疑なし]

質疑なしと認めます。これをもって認定第2号、平成21年度安芸高田

市国民健康保険特別会計決算の認定についての質疑を終了いたします。  
暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後1時10分 休憩

午後1時11分 再開

~~~~~○~~~~~

- 赤川委員長 再開いたします。  
続いて認定第3号、平成21年度安芸高田市老人保健特別会計決算の認定についての件を議題といたします。  
福祉保健部長から決算の概要について説明を求めます。  
重本福祉保健部長。
- 重本福祉保健部長 老人保健特別会計の決算の概要について御説明申し上げます。  
平成21年度の収支決算は、歳入が1,730万5,423円、歳出が1,422万5,035円でございます。老人保健加入者数につきましては、後期高齢者医療制度の施行に伴い移行しまして0人となりました。よろしく願いいたします。
- 赤川委員長 以上で説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
〔質疑なし〕  
質疑なしと認めます。これをもって認定第3号、平成21年度安芸高田市老人保健特別会計決算の認定についての質疑を終了いたします。  
続いて認定第4号、平成21年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算の認定についての件を議題といたします。  
福祉保健部長から決算の概要について説明を求めます。  
重本福祉保健部長。
- 重本福祉保健部長 後期高齢者医療特別会計決算の概要について御説明申し上げます。  
平成21年度収支決算は、歳入が3億8,766万3,187円、歳出が3億7,888万9,906円でございます。加入状況でございますが年度末現在が6,693人でございます。運営は県内の全市町が加入する広域連合を設立し実施しております。以上でございます。よろしく願いいたします。
- 赤川委員長 以上で説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
〔質疑なし〕  
質疑なしと認めます。これをもって認定第4号、平成21年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算の認定についての質疑を終了いたします。  
続いて認定第5号、平成21年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定についての件を議題といたします。  
福祉保健部長から決算の概要について説明を求めます。  
重本福祉保健部長。
- 重本福祉保健部長 介護保険特別会計の決算の概要について御説明申し上げます。

平成21年度の収支決算は、歳入が38億470万5,066円で、歳出が37億6,059万333円でございます。平成21年度末現在65歳以上の第1号被保険者が1万755人、要支援・要介護支援・介護の認定者が2,500人でございます。以上でございます。よろしく願いいたします。

○赤川委員長

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

山本委員。

○山本委員

199ページの中で家族介護者リフレッシュ事業という項目がありますが、延べ利用者数257人で事業費が151万3,873円でございますが、このリフレッシュ事業、市長の提案で始まったんだろーと思えますけども、これの中身について、延べは257人ですが、どのような状況だったのか説明していただけますか。

○赤川委員長

ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

岩崎高齢者福祉課長。

○岩崎高齢者福祉課長

ただいまの質問にお答えいたします。

家族介護リフレッシュ事業は社協に委託しておる事業でございます。在宅で要介護2以上の高齢者の方を介護している方が対象でございます。年3回行事を持っております。昨年度は三次ワイナリーとたかみや湯の森と帰宅後のほうのお話を聞いていただくということで3回ほど行事を持っております。延べ利用人数でございますが257人とございますが、大体1回当たり80名から90名の方が参加をいただいておりますが、どうしても参加者が伸び悩んでいるという状況がございます。各老人福祉施設等にショートステイであるとかデイサービスの利用については配慮してくださいというふうに市の方からは行っておるところでございます。利用率が少ないということで本年度でございますが、家族介護リフレッシュ券ということで新しい施策を設けまして、市内の温泉施設利用に限られるわけですけれども、利用される場合500円券を2枚、1,000円相当のものをお配りして少しでも利用していただくようにいろいろと施策を展開しておるところでございます。

○赤川委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。これをもって認定第5号、平成21年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定についての質疑を終了いたします。

続いて認定第6号、平成21年度安芸高田市介護サービス特別会計決算の認定についての件を議題といたします。

福祉保健部長から決算の概要について説明を求めます。

重本福祉保健部長。

○重本福祉保健部長

それでは介護サービス特別会計の決算の概要について御説明申し上げます。

平成21年度収支決算は、歳入が4,507万7,540円、歳出が4,441万953円でございます。介護保険認定者のうち要支援1、2の高齢者の介護予防サ

ービス計画を策定し要援護高齢者の支援を行うものでございます。よろしくお願いたします。

○赤川委員長

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

前重委員。

○前重委員

21年度主要施策の成果に関する説明書の中で200ページ、ここで介護予防支援事業の平成21年度、20年度を比較しますと、若干60件ぐらい減っているという形で、課題には個々の課題が複雑化しており対応困難なケースがふえているというところで、ここの関連でふえている中、こうした対象者が減っている。この辺をどういうとり方をしてよろしいか、ちょっとお伺いします。

○赤川委員長

ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

是常高齢者支援室長。

○是常高齢者支援室長

人数は毎年変化が出てきてるところでございますが、これだといって大きな要素で減ったという理由は把握しておりません。ただ、介護予防事業につきましては、今積極的に行っておりまして健康面あるいは家族の介護等に対する関心も大変高くなりつつあります。そういった意味ではいろいろ介護予防についての知識等を深めていただいて健康管理に気をつけていただければ人数もだんだん減ってくるんじゃないかなと考えてあるところでございます。以上です。

○赤川委員長

前重委員。

○前重委員

大体この要支援1、2の方が私が考えればそういう要介護のほうへ移行されたというのがあるのかなと思うわけですね。そうした流れと今言ったような介護困難なケース、ここら辺どういったケースが出てくるのかちょっと教えていただければと思います。

○赤川委員長

答弁を求めます。

是常高齢者支援室長。

○是常高齢者支援室長

要支援1、2の方の支援のケアプランをつくっておるわけでございますが、数的には昨年度と先ほど言いましたように大きな差はございませんが、人数的には介護1、要支援1、2の方が介護1、2にならないように、はつらつ教室とかいきいき健康教室等を使いまして高齢者の方の支援を行ったりあるいは要支援1、2の方のケアプランをつくって家庭訪問等を行ってなるべく要介護1、2にいかないように気を配っていただくと同時に市民の方にもその辺にならないように努力していただいております。

そして対応困難なケースということでございますが、高齢者支援室ではいろいろ高齢者虐待の問題もございまして。その他いろいろ高齢者に関する総合的な相談を受けているわけでございますが、一番多いのは高齢者虐待の関係でこういった経済的な虐待と申しまししょうか、複雑的な介護が大変しんどくなってきて親の介護を放任するとか、あるいは年金の搾取とか、そういった相談も出てきております。以上でございます。

○赤川委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。これをもって認定第6号、平成21年度安芸高田市介護サービス特別会計決算の認定についての質疑を終了いたします。

以上で本日の審査日程は終了いたしました。

次回は、明日28日午後1時から再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午後1時25分 散会